

旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果

平成20年1月

これは、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）第四条第一項に規定する基本計画に定める対応措置の結果について国会に報告するものである。

旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果

1 経緯

(1) 国際社会の動向

平成13年9月11日、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）において、4機の米国国内線民間航空機がほぼ同時にハイジャックされ、米国の経済、国防を象徴する建物等に突入するという同時多発テロ（以下「9.11テロ」という。）が発生した。この9.11テロにより、日本人24名を含む2973名（平成16年7月22日付け米国9.11国家委員会報告書による。）が犠牲となった。この9.11テロは、ウサマ・ビン・ラーディン率いるアル・カイダが関与したとされた。

9.11テロ発生を受けて、翌日の9月12日、国際連合（以下「国連」という。）安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、決議第1368号を全会一致で採択した。この決議は、①個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識し、②9.11テロが国際の平和及び安全に対する脅威であると認め、③国際テロ対策関連諸条約及び関連安保理決議の完全な実施によりテロ行為を防止し、抑止するための国際社会の一層の努力を求めた。このほか、G8、NATO、EU等や多くの国が、国際テロを強く非難し、テロと闘っていく姿勢を表明した。

当時、アフガニスタンの国土の大半を支配していたタリバン政権は、人権侵害、麻薬栽培支援等の批判を受けていたが、特に、平成10年8月のケニア、タンザニアにおける米国大使館爆破事件以降、同事件の首謀者との疑いがあるウサマ・ビン・ラーディン及びアル・カイダを庇護したことから、国際社会の非難を受けていた。安保理は、決議第1267号、決議第1333号等の安保理決議を累次採択し、タリバン政権に対して、ウサマ・ビン・ラーディンの引渡しやテロリストの訓練施設の閉鎖等を要求し、タリバン及びウサマ・ビン・ラーディンに対する制裁を科してきていた。しかし、タリバン政権は、9.1

1 テロ発生後も、アル・カイダの指導者等の引き渡しやテロリストの訓練施設の閉鎖等の要求を拒否した。

このような状況を踏まえ、米国及び英国は、平成13年10月7日に、アル・カイダ及びそれを支援しているタリバン政権に対して、米国等に対する更なる攻撃を防止し、阻止するために、「不朽の自由」作戦（Operation Enduring Freedom。以下「OEF」という。）の下、アフガニスタンにあるアル・カイダのテロリストの訓練施設やタリバンの軍事施設への攻撃等の行動を開始した。また、米英を含む関係国は、国連憲章第51条に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を行使した旨を安保理に報告した。この軍事行動の結果、同年11月にはタリバン政権は崩壊し、12月に「ボン合意」を経てアフガニスタンにカルザイ暫定政権が成立した。

こうしたアフガニスタンの領域内における活動と並行して、平成13年10月には、OEFの海上での作戦として、インド洋において、アル・カイダ等のテロリストの移動や武器弾薬、麻薬等の関連物資の輸送を防止し、抑止するための海上阻止活動も開始された。

このような米国を含む各国の行動は、国連加盟国に対してテロリズムの防止等のために適切な措置をとることを求める安保理決議第1368号を始めとする累次の安保理決議に示されている国連の意思を反映した活動であると評価することができる。

（2）自衛隊の派遣

9. 11テロは、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許し難い行為である。これに対し、世界の国々が、立場の違いを超えて非人道的なテロリズムを非難し、力を合わせて立ち向かうことを決意した。安保理決議第1368号は、こうした国際社会の一致した意思を示したものである。

我が国もテロリズムとの闘いを自らの問題と認識して主体的に取り組むとの方針を、平成13年9月19日、テロ対策関係閣僚会議で決定した。この方針の下、政府は、9. 11テロが安保理決議第1368号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同決議第1267号、第1269号、第1333号その他の安保理決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国連のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置

をとることを求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与することは国益にもかなうとの立場に立ち、我が国としてできる限りの支援、協力を行うこととした。政府は、平成13年10月5日、第153回臨時国会に旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号。以下「テロ対策特措法」という。）案を提出、同年10月29日、同法案は、可決、成立した。これを受け、我が国は同法に基づき、協力支援活動、搜索救助活動及び被災民救援活動その他の必要な措置（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することとした。

平成13年11月2日、旧テロ対策特措法の公布、施行後、同年11月16日に同法第4条に基づき、対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、同年11月20日、同法第7条に基づき、防衛庁長官（当時）が実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等に対し対応措置の実施に関する命令を発出し、自衛隊による対応措置が開始された。その後、同年11月30日、同法第5条に基づき、基本計画に定められた対応措置の実施について国会の承認が得られた。

旧テロ対策特措法は、施行の日から2年で効力を失う限時法であるが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて効力を延長することができる旨を規定しており、同法が失効するまでの間に、3回にわたり法律の効力が延長された。なお、基本計画及び実施要項は、約半年毎に派遣期間が見直され、同法が失効するまでの間に、12回の派遣期間の延長等に係る変更を行った。

2 対応措置の実施の結果に関する事項

（1）協力支援活動の概要

ア 海上自衛隊による活動

（ア）海上自衛隊による補給活動の実績

(a) 海上自衛隊の艦艇の派遣状況

平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、海上自衛隊の艦艇延べ59隻、人員延べ約1万900名がインド洋に派遣され、OEF（海上阻止活動を含む。）に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対し艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給等の協力支援活動等を実施した（艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給については、各国からのニーズを踏まえ、平成16年10月26日、基本計画及び実施要項を変更し、補給品目に追加したものの）。

補給艦については、我が国が現在保有している「はまな」「とわだ」「ときわ」「ましゅう」及び「おうみ」の全5隻が活動に従事し、これに随伴する艦艇については、派遣時の状況を勘案し、ヘリコプター搭載護衛艦、汎用護衛艦、ミサイル護衛艦（イージス艦を含む。）を派遣した。

海上自衛隊の艦艇の派遣規模は、当初5隻（補給艦2隻及び護衛艦3隻）であったが、補給の対象となる諸外国の軍隊等の艦艇の隻数が減少したことから、平成14年11月以降、補給艦1隻及び護衛艦2隻の計3隻の体制とし、その後、平成17年7月以降は、警戒監視や護衛に関するノウハウの蓄積や練度の向上を踏まえ、補給艦1隻及び護衛艦1隻の計2隻の体制とした（参考1：海上自衛隊の艦艇の派遣状況）。

なお、平成19年11月2日に旧テロ対策特措法が失効したことにより、派遣されていた護衛艦「きりさめ」は同年11月22日、海上自衛隊佐世保基地に、補給艦「ときわ」は同年11月23日、東京港晴海埠頭に帰港した。

(b) 補給の実施要領

海上自衛隊の艦艇が実施した洋上における艦船用燃料等の補給は、海上自衛隊の補給艦と補給対象の艦船が、給油用のホースを繋いだまま、40～50メートルの間隔を保ち、速力12ノット（時速約20キロメートル）程度の速度を維持しながら併走し、補給量に応じて1艦あたり1時間程度から、場合によっては5～6時間以上にわたり継続する活動である。

この間、乗組員は不測の事態に備えて総員で対応し、護衛艦及び艦艇搭載ヘリコプターは、脆弱な状態にある補給艦を護衛するため、当該海域を警戒するための活動に従事した。

(c) 補給の実績

平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間に、艦船用燃料については、計794回、約49万キロリットル、艦艇搭載ヘリコプター用燃料については、計67回、約990キロリットル、水については、計128回、約6,930トンの補給を実施した（参考2：補給実績データ）。なお、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給は、艦船用燃料の補給と同時に実施した。

活動開始当初の平成13年度は、補給対象艦船のほとんどが米国の艦船であったが（平成13年度の補給量及び補給回数の約98パーセントが米国向け）、その後、補給対象国を拡大し（参考3：補給対象国一覧）、平成14年度以降は、徐々に米国以外の国に対する補給の比率が増加し、平成19年度の米国以外の国に対する補給回数の比率は約85パーセント（補給量の比率は約67パーセント）となった（参考4：国別、年度別の補給回数及び補給量、参考5：国別、月別の補給回数及び補給量）。

(d) 補給実施海域

海上自衛隊の補給艦が補給を実施した海域は、基本計画及び実施要項に定められたインド洋（ペルシャ湾を含む。）等の実施区域の範囲内で、オマーン湾と北アラビア海が中心であった。海域ごとの補給回数は、オマーン湾625回、北アラビア海134回、アデン湾28回、ペルシャ湾2回、ムンバイ沖2回及びインド洋中部3回である（参考6：補給実施海域）。

(e) 補給対象艦船

補給の対象となった艦船の種類は、巡洋艦、駆逐艦、フリゲート艦、揚陸艦、巡視船、航空訓練支援艦、沿岸警備艦、補給艦、給弾艦、戦闘給糧艦であり、補給対象艦船の艦名は（参考7：補給対象艦船の艦名）のとおりである。

また、補給艦に対する補給は、活動開始当初の平成13年度、全体の補給回数58回中42回を占めていたが、平成19年度は、54回中2回であった（参考8：補給艦に対する補給実績）。

(f) 提供した物品（艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料、水）の適切な使用の確保

我が国が旧テロ対策特措法に基づき、諸外国の軍隊等に提供した艦船用燃料等の物品は、諸外国の軍隊等により同法の趣旨に沿って適切に使用される必要がある。

我が国は、補給対象国との間で、交換公文を締結し（参考9：米国との間の交換公文）、同交換公文には、我が国が行う補給は旧テロ対策特措法に基づくものであることを明記するとともに、同交換公文の締結やその後の調整に当たっての当該対象国との協議の場合（例えば、日米間では局長級の協議を実施した。）において、累次同法の趣旨について説明してきた。

さらに、バーレーンに所在する海上阻止活動の司令部に派遣された海上自衛隊の連絡官が、他国の連絡官等と文書等により連絡調整を行い、海上自衛隊による補給対象の艦船が、旧テロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認してきた（なお、平成13年12月に連絡官が派遣されるまでの間は、海上自衛隊自衛艦隊司令部が直接米海軍との調整を実施した。）。

このように、海上自衛隊による補給は、補給対象国との確かな信頼関係の下、現場でその都度確認を行った後に実施していたものであり、我が国が提供した物品は、旧テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されたものと認識している。

（イ）海上自衛隊による輸送活動の実績

海上自衛隊の艦艇は、協力支援活動として次の輸送活動を実施した。

- ・平成14年2月21日、米艦艇に対し、物品（日用品、郵便物）約1トンの輸送を実施
- ・平成15年2月3日、タイ王国の建設用重機等の輸送のため、護衛艦「いかづち」が横須賀を出港し、同年2月4日、輸送艦「しもきた」が呉を出港。「いかづち」及び「しもきた」は、タイ王国からインド洋沿岸国までの輸送を実施した後、同年3月28日に、それぞれ横須賀及び呉に帰港
- ・平成16年6月28日、仏艦艇に対して物品（書類）の輸送を実施

イ 航空自衛隊による活動

平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間、航空自衛隊の部隊は、協力支援活動として、国内の在日米軍基地間及びグアム方面への空輸を計381回（国内輸送計366回、国外輸送計15回）実施し、主として航

空機用エンジン、部品、整備器材、衣服などの米軍貨物約3,396トン、米軍人等389名を輸送した（参考10：輸送活動実績）。

活動開始当初は、C-130輸送機及びU-4多用途支援機により国内及び国外輸送を実施し、国外輸送については、平成14年4月まで実施した。

平成14年7月以降、C-130輸送機に係る教育訓練体制の維持や他の輸送需要への対応を勘案し、C-130輸送機に加えC-1輸送機による輸送を開始し、その後、平成16年7月以降は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）に基づくC-130輸送機の派遣体制（クウェートに3機派遣）を維持するため、C-1輸送機のみによる国内輸送を実施した。

（2）被災民救援活動の概要

平成13年11月9日、我が国は、関係省庁の担当職員による調査団をパキスタンに派遣し、アフガニスタンからの被災民の状況及び救援のニーズについて調査を行った。

パキスタン国内の難民キャンプでは、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする人道援助機関が救援活動を実施しており、生活関連物資についてニーズがあったことから、UNHCRの要請に基づき、内閣府国際平和協力本部が備蓄していたテント・毛布等をUNHCRに提供した。

平成13年11月25日、これらの物資をパキスタンに輸送するため、掃海母艦「うらが」が横須賀を出港し、護衛艦「さわぎり」が随伴した。

「うらが」は、平成13年12月12日にパキスタンのカラチ港に到着し、テント・毛布等のUNHCRへの引渡しを実施した後、同年12月31日に横須賀に帰港した。「さわぎり」は、随伴任務を終了した後、補給艦「とわだ」とともに協力支援活動に従事し、平成14年4月25日に佐世保に帰港した。

提供・輸送した物資は、以下のとおりであり、他国の救援物資とともにUNHCRの救援活動で活用された。

- ・テント 1,025張、109トン
- ・毛布 18,600枚、28トン
- ・ビニールシート 7,925枚、36トン

- ・スリーピングマット 19,980枚、24トン
- ・給水容器 19,600個、4トン

3 対応措置の実施の評価

(1) 自衛隊による活動の意義及び成果

ア 海上自衛隊による補給活動

我が国が旧テロ対策特措法に基づき実施した対応措置は、国際社会が取り組む「テロとの闘い」の一端を担ってきた。

海上自衛隊が補給支援を行ったインド洋における海上阻止活動を実施している諸外国の軍隊等の艦船は、インド洋を航行する不審船舶等に対して無線照会や乗船検査を行い、テロリストにインド洋を自由にさせないという抑止の観点からも重要な役割を果たしており、テロの脅威が世界各地に拡散することを防止し、抑止する効果を上げている。また、アフガニスタン国内のテロリストの移動や物資・資金調達を含む活動の制約要因になることによって、アフガニスタンの治安・テロ対策や民生支援の円滑な実施を下支えしている。さらに、海上阻止活動は、結果としてインド洋における海上交通の安全の確保にも貢献しており、原油需要の約9割を中東から輸入する我が国にとって、中東地域から我が国への海上輸送路に当たるこの海域の平和と安定が維持されることは極めて重要なことである。

海上自衛隊による補給支援は、諸外国の軍隊等がこのような海上阻止活動を行うための重要な基盤となるとともに、同活動に参加している諸外国の軍隊等の作戦効率の向上に大きく寄与した。すなわち、補給艦による洋上補給は、広範な海域で海上阻止活動を効率的に実施するために重要な役割を担っており、各国の艦船は、洋上補給を受けることにより、補給のために寄港することなく活動を継続することが可能となる。また、補給艦による洋上補給は高い技術と能力が必要とされる活動であり、洋上補給を長期間にわたって安定的に実施し得る国は我が国を含め限られている。我が国が派遣した補給艦は、平成19年10月時点で、海上阻止活動を支援する補給艦（燃料補給を任務とするもの）4隻のうちの1隻であった。

海上自衛隊の高い技術と能力をいかした補給活動は、我が国にとってふさわしい形の活動であり、海上阻止活動が前記のような役割を果たす上で大

きく貢献した。このような海上自衛隊による補給活動については、これまでに国連やアフガニスタン、パキスタン、米国を含む各国から様々な機会に評価や謝意が表されている。

旧テロ対策特措法に基づく補給活動は、日中気温は40度、甲板の温度は70度に達し、湿度は90パーセント、不快指数はほぼ全員が不快を感じる80を超え、100に達する環境において、高度な操艦技術と忍耐を求められる作業であり、艦上での生活は、往復に要する期間を含め4～6カ月と長期にわたるなど、厳しい勤務条件の下で実施されてきた。さらに、補給艦「はまな」及び「とわだ」はそれぞれ6回派遣され、最も多く派遣された隊員の派遣回数は6回に及ぶなど、6年にわたり活動を継続することは決して容易なものではなかった。

このような状況下で、自衛隊が対応措置を整齊と遂行することができたのは、活動に従事した隊員の正確かつ真摯な仕事ぶり、責任感の強さ、規律の厳正さによるところが大きいと考えられ、それに加えて、様々な酷暑対策の工夫や福利厚生面の改善策を講じ、隊員の負担の軽減に努めたことも寄与していると考えている。

海上自衛隊派遣艦艇は、6年にわたり、インド洋において多様な国々と共に活動を実施したが、この活動を通じ、海上自衛隊の補給技術は極めて信頼性の高いものであることが確認され、また、各種業務についてのノウハウ・知見の蓄積・共有が進み、長期間継続して洋上補給を実施する能力を向上させることができたと考える。

イ その他の対応措置

航空自衛隊による空輸活動は、「テロとの闘い」において主要な役割を担う米軍への支援を行ったものであり、その他の協力支援活動と相まって、旧テロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動の効率性向上に寄与し、国際社会による「テロとの闘い」に貢献した。

また、被災民救援活動についても、UNHCRからの要請に迅速かつ的確に応えることができた。

(2) 今後の課題

我が国は、平成3年のペルシャ湾への掃海艇派遣、平成4年のカンボジアにおける国際平和協力業務の実施以来、国際平和協力活動を通じ、国際社会の平和と安定に貢献してきたが、今回の6年間に及ぶ旧テロ対策特措法に基づく活動の貴重な経験を、今後の自衛隊による国際平和協力活動の在り方の検討やその実施にいかしていくことが肝要であると考えている。

また、今後、新たな法律の下で自衛隊が補給活動を再開することとなる場合には、今回の経験を踏まえ、次の点について、留意する必要があると考えている。

ア 旧テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動については、可能な限り情報の開示に努めてきたが、引き続き、国民の理解が得られるよう、関係国とも調整の上、活動に関する情報を、国民及び国会に対し、できるだけ提供していく必要がある。

イ 防衛省において、海上自衛隊の派遣艦艇から報告された補給量の取り違えが発生し、誤った補給量が公表され、さらにその誤りを認識していた者がいたにもかかわらず、数値の訂正がなされなかったという事例が発生したことを踏まえ、自衛隊の活動に関する情報の正確な伝達及び公表する数値等の確認について、万全を期す必要がある。

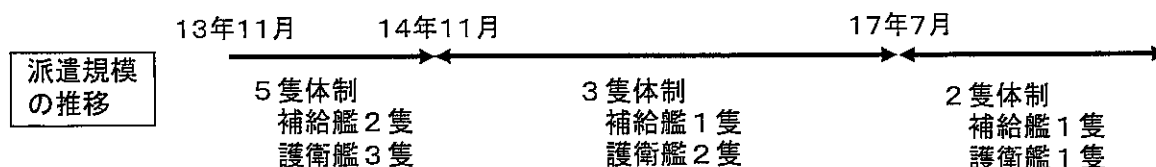
ウ 我が国が諸外国の軍隊等に提供した艦船用燃料については、旧テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されたものと認識しているが、国会等において、適切な使用がなされていないのではないかと指摘があり、防衛省は全ての補給実績について、改めて艦船用燃料が適切に使用されていることを確認した。今後とも、自衛隊が同様の活動を実施するにあたっては、引き続き、我が国が補給する艦船用燃料等が適切に使用されるよう、新たな交換公文の締結やバーレーンに所在する司令部における入念な確認など適切な措置を講ずる必要がある。

参考（目次）

- 参考 1： 派遣規模の推移及び参加艦艇
- 参考 2： 補給実績データ
- ・ 月別の艦船用燃料の補給実績
 - ・ 月別の艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給実績
 - ・ 月別の水の補給実績
- 参考 3： 補給対象国一覧
- 参考 4： 国別、年度別の補給回数及び補給量
- 参考 5： 国別、月別の補給回数及び補給量
- 参考 6： 補給実施海域
- 参考 7： 補給対象艦船の艦名
- 参考 8： 海自艦艇による他国補給艦への燃料給油実績
- 参考 9： 米国との間の交換公文
- 参考 10： 航空自衛隊による空輸実績

派遣規模の推移及び参加艦艇

1. 派遣規模の推移等



2. 補給艦別派遣回数及び数量

艦名	派遣回数	派遣期間	補給量(艦船用燃料)
はまな	6	13.11-14.3, 14.6-14.11, 15.4-15.8, 16.8-17.1, 17.7-17.12, 19.3-19.8	約128,900kl
とわだ	6	13.11-14.4, 14.7-15.1, 15.7-15.11, 16.3-16.9, 17.3-17.9, 18.11-19.4	約134,000kl
ときわ	5	14.2-14.8, 14.11-15.5, 15.10-16.4, 17.11-18.4, 19.7-19.11	約170,600kl
ましゅう	2	16.11-17.5, 18.6-18.12	約31,600kl
おうみ	1	18.3-18.8	約22,200kl
合計	20		約487,400kl

注 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

3. 護衛艦等別派遣回数

艦名	派遣回数	派遣期間	艦名	派遣回数	派遣期間
くらま(DDH※1)	1	13.11-14.3	しもきた(LST)※4	1	15.2-15.3
きりさめ(DD)	3	13.11-14.3 17.11-18.4 19.7-19.11	いかづち(DD)※4	2	15.2-15.3 17.7-17.12
うらが(MST)※2	1	13.11-13.12	こんごう(DDG)	2	15.4-15.8 16.5-16.9
さわぎり(DD)※3	1	13.11-14.4	ありあけ(DD)	2	15.4-15.8 16.5-16.9
はるな(DDH)	2	14.2-14.8 15.7-15.11	あさぎり(DD)	1	15.7-15.11
さわかぜ(DDG)	1	14.2-14.7	あけぼの(DD)	1	15.10-16.3
せとぎり(DD)	1	14.6-14.8	みょうこう(DDG)	1	16.1-16.6
いなづま(DD)	2	14.7-14.10 18.3-18.8	たかなみ(DD)	1	16.8-17.1
あさかぜ(DDG)	1	14.7-14.10	おおなみ(DD)	1	16.11-17.5
ゆうだち(DD)	2	14.7-14.11 17.3-17.9	ちょうかい(DDG)	1	16.11-17.5
ひえい(DDH)	2	14.9-15.1 15.10-16.3	さざなみ(DD)	1	18.6-18.12
さみだれ(DD)	2	14.9-15.1 16.2-16.6	すずなみ(DD)	1	19.3-19.8
はるさめ(DD)	1	14.11-15.5	まきなみ(DD)	1	18.11-19.4
きりしま(DDG)	2	14.12-15.5 16.8-17.1	しまかぜ(DD)	1	17.3-17.9
		合計	39		

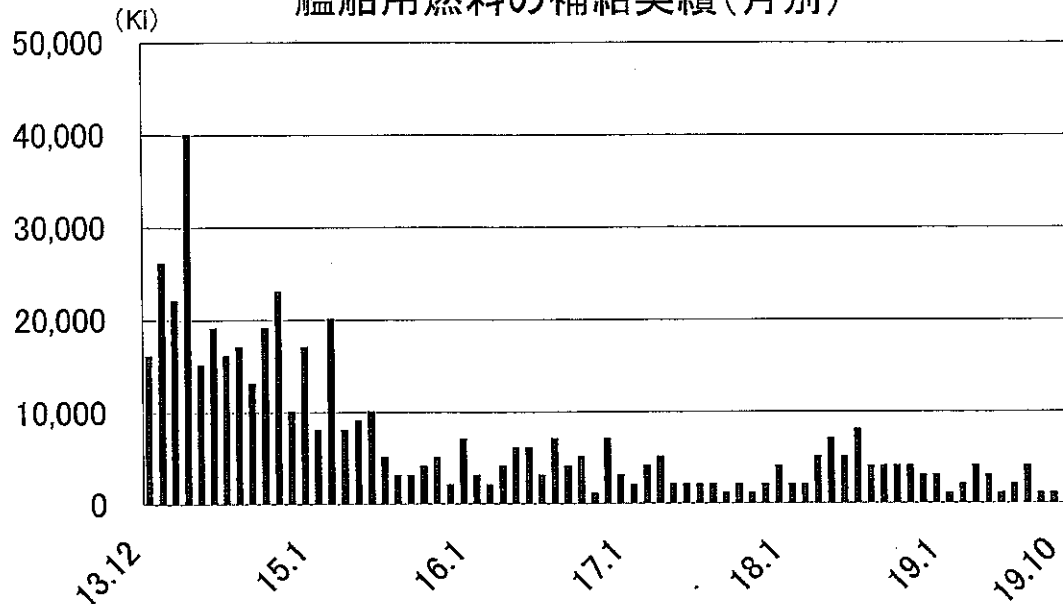
※1 DDH:ヘリコプター搭載護衛艦 DD:汎用護衛艦 DDG:ミサイル護衛艦 MST:掃海母艦 LST:輸送艦

※2 「うらが」は、平成13年11～12月、被災民救援活動として、毛布、テント等を輸送

※3 「さわぎり」は、平成13年11～12月、被災民救援活動に従事(毛布、テント等を積載した「うらが」に随伴)

※4 「しもきた」及び「いかづち」は、平成15年、タイ王国の建設用重機等を輸送

艦船用燃料の補給実績(月別)



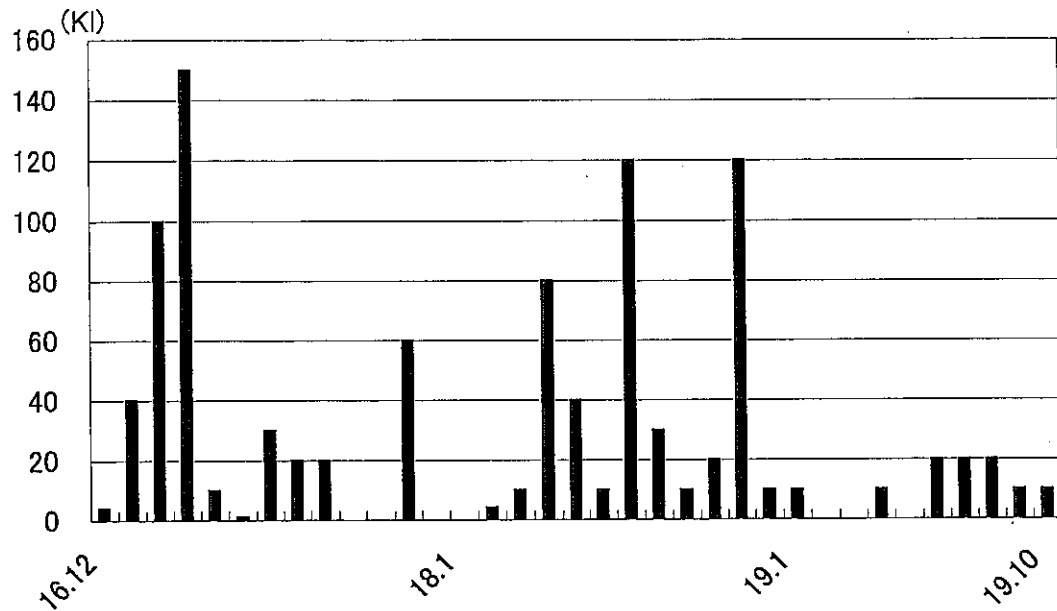
年	月	回数	数量(KI)	金額(億円)
13	12	15	約 16,000	約 9
14	1	11	約 26,000	約 9
	2	14	約 22,000	約 7
	3	18	約 40,000	約 13
	4	13	約 15,000	約 5
	5	10	約 19,000	約 7
	6	6	約 16,000	約 6
	7	8	約 17,000	約 6
	8	8	約 13,000	約 5
	9	15	約 19,000	約 7
	10	16	約 23,000	約 9
	11	8	約 10,000	約 4
	12	14	約 17,000	約 6
15	1	5	約 8,000	約 3
	2	16	約 20,000	約 8
	3	11	約 8,000	約 3
	4	25	約 9,000	約 3
	5	32	約 10,000	約 4
	6	20	約 5,000	約 2
	7	10	約 3,000	約 2
	8	11	約 3,000	約 1
	9	12	約 4,000	約 2
	10	13	約 5,000	約 2
	11	6	約 2,000	約 1
	12	9	約 7,000	約 3
16	1	10	約 3,000	約 1
	2	11	約 2,000	約 1
	3	9	約 4,000	約 1
	4	10	約 6,000	約 2
	5	13	約 6,000	約 2
	6	10	約 3,000	約 1
	7	12	約 7,000	約 3
	8	12	約 4,000	約 2
	9	17	約 5,000	約 2
	10	5	約 1,000	約 1
	11	18	約 7,000	約 3
	12	12	約 3,000	約 1

年	月	回数	数量(KI)	金額(億円)
17	1	10	約 2,000	約 1
	2	13	約 4,000	約 2
	3	14	約 5,000	約 3
	4	10	約 2,000	約 1
	5	8	約 2,000	約 1
	6	9	約 2,000	約 2
	7	8	約 2,000	約 1
	8	6	約 1,000	約 1
	9	7	約 2,000	約 2
	10	4	約 1,000	約 1
	11	11	約 2,000	約 2
	12	11	約 4,000	約 3
18	1	7	約 2,000	約 2
	2	9	約 2,000	約 1
	3	12	約 5,000	約 4
	4	16	約 7,000	約 5
	5	14	約 5,000	約 4
	6	14	約 8,000	約 6
	7	12	約 4,000	約 3
	8	15	約 4,000	約 4
	9	7	約 4,000	約 3
	10	8	約 4,000	約 3
	11	11	約 3,000	約 1
	12	13	約 3,000	約 1
19	1	8	約 1,000	約 1
	2	6	約 2,000	約 1
	3	12	約 4,000	約 3
	4	7	約 3,000	約 2
	5	5	約 1,000	約 1
	6	10	約 2,000	約 2
	7	9	約 4,000	約 3
	8	6	約 1,000	約 1
	9	9	約 1,000	約 1
	10	8	約 2,000	約 2
合計			794	約 224

注1: 計数は現時点における、概算・速報値である。

注2: 計数は四捨五入によっているので符合しないことがある。

艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給実績(月別)

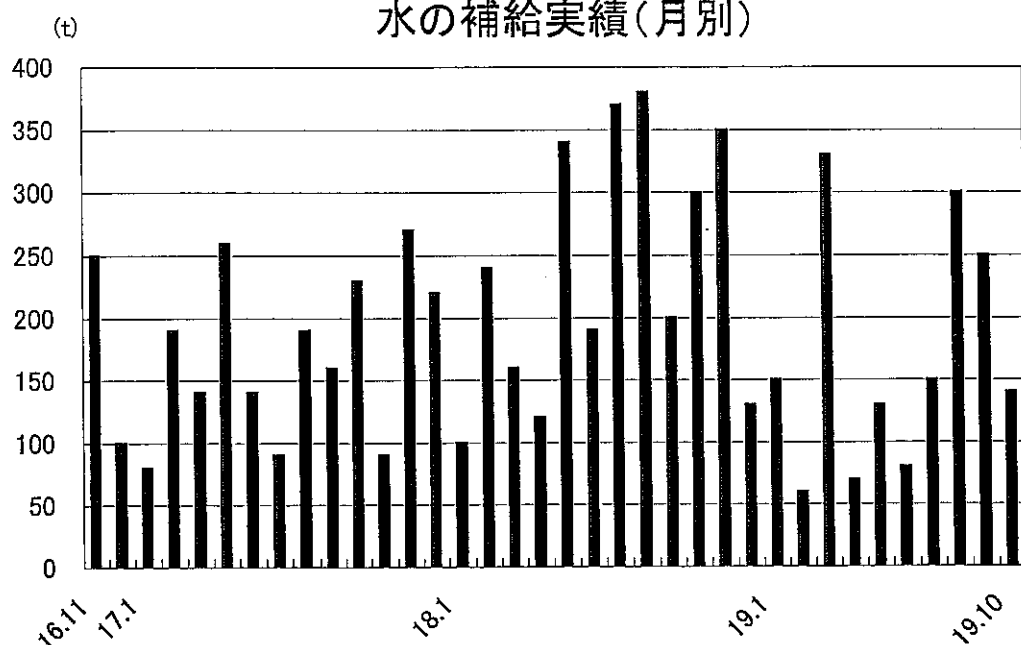


年	月	回数	数量(KI)	金額(万円)
16	12	1	約 4	約 20
17	1	3	約 40	約 190
	2	5	約 100	約 440
	3	7	約 150	約 700
	4	1	約 10	約 50
	5	1	約 1	約 3
	6	2	約 30	約 130
	7	2	約 20	約 80
	8	2	約 20	約 70
	9	0	0	0
	10	0	0	0
	11	4	約 60	約 390
	12	0	0	0
18	1	0	0	0
	2	1	約 4	約 20
	3	1	約 10	約 30
	4	5	約 80	約 440
	5	2	約 40	約 250
	6	2	約 10	約 100
	7	7	約 120	約 840
	8	2	約 30	約 200
	9	1	約 10	約 80
	10	1	約 20	約 150
	11	5	約 120	約 790
	12	1	約 10	約 40
19	1	1	約 10	約 40
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	4	2	約 10	約 110
	5	0	0	0
	6	3	約 20	約 190
	7	2	約 20	約 130
	8	1	約 20	約 160
	9	1	約 10	約 80
	10	1	約 10	約 90
合計		67	約 990	約 5,800

注1: 計数は現時点における、概算・速報値である。

注2: 計数は四捨五入によっているので符合しないことがある。

水の補給実績(月別)



年	月	回数	数量(t)	金額(万円)
16	11	4	約 250	約 29
	12	2	約 100	約 9
17	1	1	約 80	約 10
	2	3	約 190	約 18
	3	2	約 140	約 12
	4	6	約 260	約 29
	5	2	約 140	約 4
	6	2	約 90	約 6
	7	5	約 190	約 15
	8	4	約 160	約 21
	9	4	約 230	約 25
	10	2	約 90	約 12
	11	5	約 270	約 31
	12	4	約 220	約 30
18	1	2	約 100	約 10
	2	4	約 240	約 21
	3	4	約 160	約 18
	4	3	約 120	約 16
	5	5	約 340	約 36
	6	3	約 190	約 5
	7	5	約 370	約 34
	8	5	約 380	約 42
	9	2	約 200	約 14
	10	4	約 300	約 28
	11	4	約 350	約 39
	12	4	約 130	約 18
19	1	4	約 150	約 14
	2	2	約 60	約 8
	3	6	約 330	約 36
	4	1	約 70	約 11
	5	4	約 130	約 22
	6	3	約 80	約 8
	7	3	約 150	約 18
	8	5	約 300	約 52
	9	5	約 250	約 44
	10	4	約 140	約 24
合計		128	約 6,930	約 768

注1: 計数は現時点における、概算・速報値である。

注2: 計数は四捨五入によっているので符合しないことがある。

補給対象国一覧

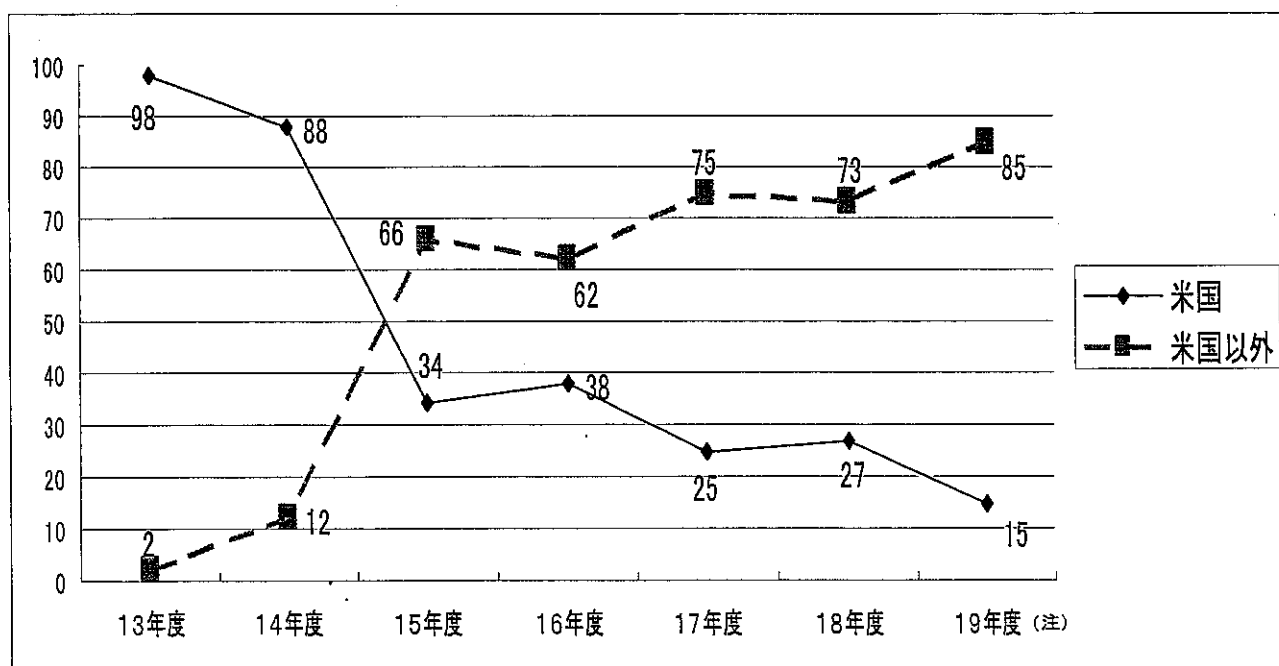
米 国	・ 2001年11月16日交換公文締結 ・ 同年12月2日支援実施
英 国	・ 2002年1月18日交換公文締結 ・ 同年1月29日支援実施
フランス	・ 2003年2月28日交換公文締結 ・ 同年3月9日支援開始
ドイツ	・ 2003年2月28日交換公文締結 ・ 同年6月4日支援開始
ニュージーランド	・ 2003年2月28日交換公文締結 ・ 同年3月11日支援開始
オランダ	・ 2003年3月11日交換公文締結 ・ 同年3月28日支援開始
イタリア	・ 2003年3月11日交換公文締結 ・ 同年3月20日支援開始
スペイン	・ 2003年3月11日交換公文締結 ・ 同年4月8日支援開始
ギリシャ	・ 2003年3月28日交換公文締結 ・ 同年4月5日支援開始
カナダ	・ 2003年3月28日交換公文締結 ・ 同年4月6日支援開始
パキスタン	・ 2004年7月13日交換公文締結 ・ 同年7月22日支援開始

艦船用燃料の給油実績(回数)

	米国	英国	フランス	ドイツ	パキスタン	カナダ	ニュージーランド	オランダ	イタリア	スペイン	ギリシャ	合 計
13年度	57	1										58
14年度	114	10	3				1	1	1			130
15年度	57	7	25	6		35	9	4	9	6	10	168
16年度	55	5	23	4	32	2	5	2	14	4		146
17年度	25	1	13	4	46	4		3	6			102
18年度	37	5	21	13	47	2		1	10			136
19年度	8	4	15	2	25							54
合 計	353	33	100	29	150	43	15	11	40	10	10	794

(注) 平成19年度は、同年11月1日までの実績。

艦船用燃料補給回数の比率の推移



(注) 平成19年11月1日までの実績をもとに算定した比率。

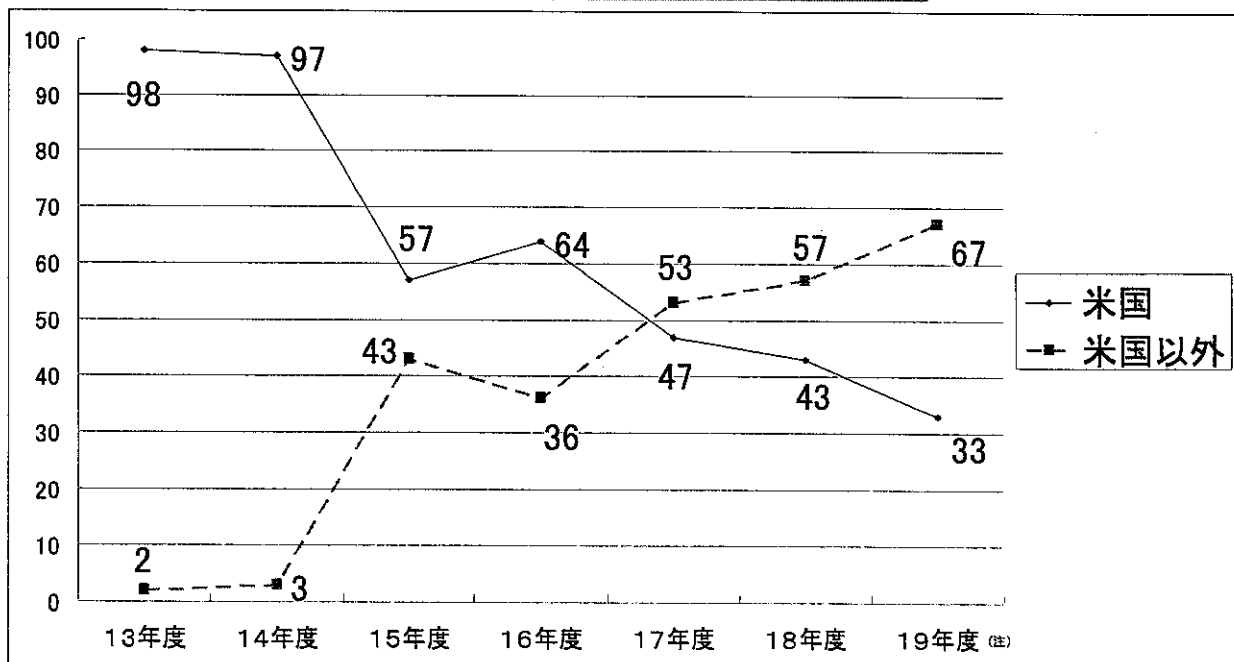
艦船用燃料の給油実績(給油量)

	米国		英国		フランス		ドイツ		パキスタン		カナダ	
13年度	102,100	K 1	1,700	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1
14年度	179,500	K 1	3,600	K 1	600	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1
15年度	32,600	K 1	2,300	K 1	5,900	K 1	900	K 1	0	K 1	8,300	K 1
16年度	33,500	K 1	1,400	K 1	6,100	K 1	900	K 1	5,000	K 1	300	K 1
17年度	12,900	K 1	300	K 1	1,600	K 1	800	K 1	6,000	K 1	1,000	K 1
18年度	20,900	K 1	1,700	K 1	7,600	K 1	2,800	K 1	6,500	K 1	500	K 1
19年度	4,700	K 1	600	K 1	5,400	K 1	300	K 1	3,200	K 1	0	K 1
合計	386,100	K 1	11,600	K 1	27,200	K 1	5,700	K 1	20,700	K 1	10,100	K 1

	ニュージーランド		オランダ		イタリア		スペイン		ギリシャ		合計	
13年度	0	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1	104,000	K 1
14年度	200	K 1	200	K 1	300	K 1	0	K 1	0	K 1	184,000	K 1
15年度	1,500	K 1	1,100	K 1	1,600	K 1	1,300	K 1	2,000	K 1	57,000	K 1
16年度	800	K 1	200	K 1	3,200	K 1	800	K 1	0	K 1	52,000	K 1
17年度	0	K 1	3,800	K 1	900	K 1	0	K 1	0	K 1	27,000	K 1
18年度	0	K 1	2,000	K 1	6,200	K 1	0	K 1	0	K 1	48,000	K 1
19年度	0	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1	0	K 1	14,000	K 1
合計	2,500	K 1	7,300	K 1	12,200	K 1	2,100	K 1	2,000	K 1	487,000	K 1

- (注1) 計数は現時点における概算、速報値である。
(注2) 計数は四捨五入によっているので符合しないことがある。
(注3) 給油日を基準としている。
(注4) 平成19年度については、同年11月1日までの実績。

艦船用燃料補給量の比率の推移



(注) 平成19年11月1日までの実績をもとに算定した比率。

艦船用燃料の給油実績(国別・月別)

(参考5)

	米国	英国	フランス	ドイツ	パキスタン	カナダ	ニュージーランド	オランダ	イタリア	スペイン	ギリシャ
	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)	回数 量(K)
平成13年12月	15 16,400										
平成14年 1月	10 24,100	1 1,700									
平成14年 2月	14 22,100										
平成14年 3月	18 39,500										
平成14年 4月	11 14,800	2 500									
平成14年 5月	10 18,800										
平成14年 6月	8 15,600										
平成14年 7月	8 16,800										
平成14年 8月	6 12,900	2 400									
平成14年 9月	15 19,300										
平成14年10月	15 23,200	1 200									
平成14年11月	5 9,200	3 1,000									
平成14年12月	13 16,200	1 500									
平成15年 1月	4 8,700	1 1,000									
平成15年 2月	16 19,600										
平成15年 3月	5 6,300		3 600				1 200	1 200	1 300		
平成15年 4月	5 4,100	1 700	3 500			8 1,900	3 600	1 400	1 200	1 200	2 400
平成15年 5月	10 4,900	1 1,000	3 300			8 1,900	3 500	2 500	1 200		4 700
平成15年 6月	4 2,500	1 200	2 200	1 100		5 1,100	2 200	1 200	1 100	2 500	1 200
平成15年 7月	6 2,500		1 300			1 200	1 100				1 300
平成15年 8月	4 1,700		1 300	1 100		3 800					2 400
平成15年 9月	5 2,200	1 100	1 200			4 1,000			1 200		
平成15年10月	6 3,100		3 800	1 200		2 700			1 200		
平成15年11月	3 1,400		3 1,000								
平成15年12月	8 6,500		1 100								
平成16年 1月	2 1,500	1 100	1 100	1 300					3 500	2 300	
平成16年 2月	3 1,000		3 300	2 200		1 300			1 200	1 200	
平成16年 3月	1 1,100	2 200	3 1,900			3 500					
平成16年 4月	3 4,500			1 300		2 300			2 400	2 500	
平成16年 5月	3 1,700		5 3,500	1 100			1 200		3 300		
平成16年 6月	1 800	3 800	4 1,000							2 400	
平成16年 7月	4 4,500				3 400		3 500		2 1,700		
平成16年 8月	4 2,400		1 100		5 800		1 200		1 200		
平成16年 9月	4 2,300		5 700	1 300	6 1,100				1 200		
平成16年10月	1 500		1 100	1 300					2 200		
平成16年11月	9 5,300	1 100	1 200		5 800			2 200			
平成16年12月	5 2,400		2 100		4 500				1 100		
平成17年 1月	3 1,600		1 100		4 500				2 300		
平成17年 2月	7 3,200	1 400	2 300		3 600						
平成17年 3月	11 4,300		1 100		2 400						
平成17年 4月	2 1,000		1 100		7 1,100						
平成17年 5月	3 1,300		2 400	1 200	2 200						
平成17年 6月	2 800		1 200	1 200	2 300	2 700			1 200		
平成17年 7月	3 1,400				5 700						
平成17年 8月					4 600	2 400					
平成17年 9月	2 1,600				4 600				1 200		
平成17年10月	2 500				2 300						
平成17年11月	3 1,300		2 200	1 300	5 600						
平成17年12月	1 500		3 200		4 400			2 2,300	1 100		
平成18年 1月	1 1,600		2 300		2 100				2 300		
平成18年 2月	1 500	1 300	2 200		5 600						
平成18年 3月	5 2,300			1 200	4 600			1 1,500	1 100		
平成18年 4月	5 3,500		2 100	2 400	3 400			1 2,000	3 300		
平成18年 5月			6 4,000	1 400	5 600				2 300		
平成18年 6月	8 4,200	1 1,000			3 600				2 2,100		
平成18年 7月	4 2,500	1 100	1 100	1 200	5 900						
平成18年 8月	2 900		4 200	3 700	5 600				1 2,000		
平成18年 9月	5 3,400				2 400						
平成18年10月	2 1,600	1 200			4 500				1 1,500		
平成18年11月	3 1,100		1 100	2 500	4 600	1 300					
平成18年12月	3 1,300		3 200	3 600	4 500						
平成19年 1月			2 200	1 100	4 600	1 200					
平成19年 2月	3 1,600	1 300			2 300						
平成19年 3月	2 700	1 100	2 2,600		6 500				1 100		
平成19年 4月	2 900		4 1,500		1 100						
平成19年 5月	1 300				4 400						
平成19年 6月	1 400		4 1,300	2 300	3 400						
平成19年 7月	1 1,000	4 600	1 1,500		3 400						
平成19年 8月	1 900				5 500						
平成19年 9月	1 400		3 400		5 800						
平成19年10月	1 800		3 700		4 700						
合 計	353 386,100	33 11,600	100 27,200	29 5,700	150 20,700	43 10,100	15 2,500	11 7,300	40 12,200	10 2,100	10 2,000

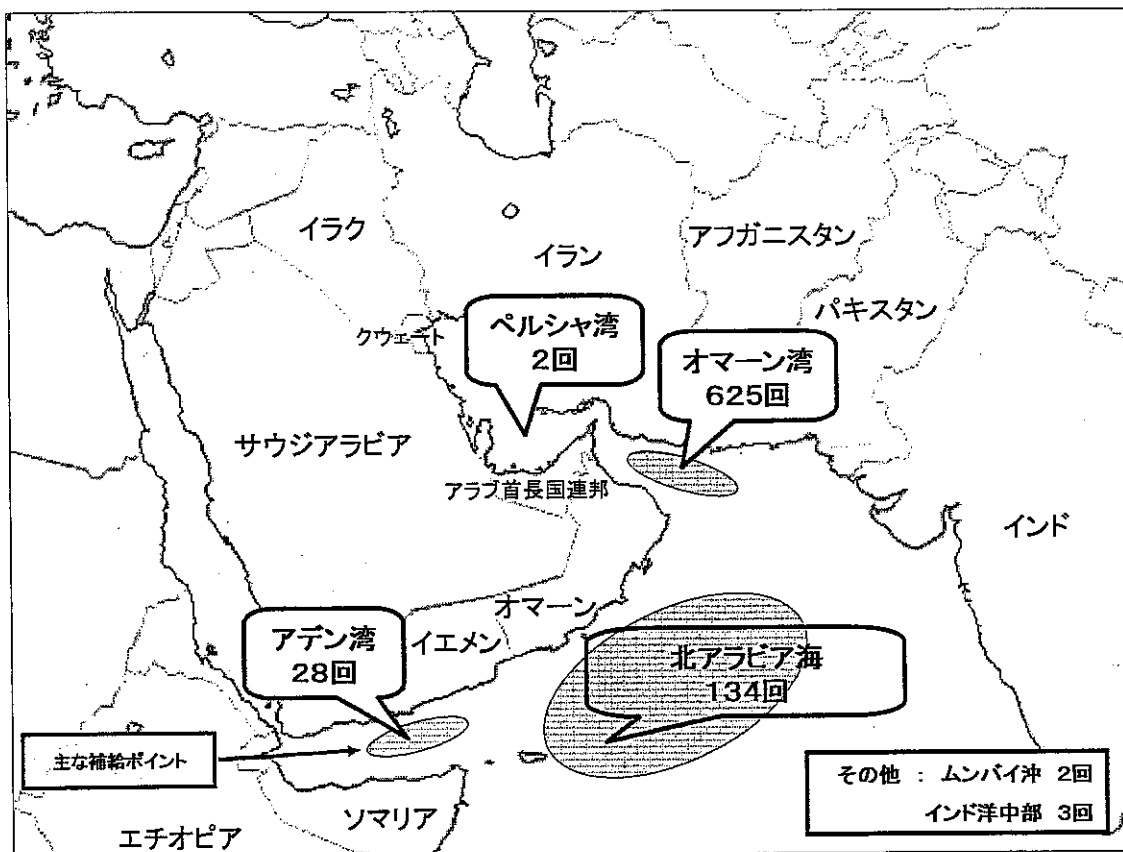
(注) 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。給油数量は、給油日を基準としている。

艦艇搭載ヘリコプター用燃料の給油実績(国別・月別)

	米国		英国		フランス		ドイツ		パキスタン		カナダ		イタリア	
	回数	量(KI)	回数	量(KI)	回数	量(KI)	回数	量(KI)	回数	量(KI)	回数	量(KI)	回数	量(KI)
平成16年12月	1	4												
平成17年1月									2	20			1	20
平成17年2月	3	60	1	30					1	20				
平成17年3月	6	140							1	10				
平成17年4月	1	10												
平成17年5月	1	1												
平成17年6月	1	10									1	20		
平成17年7月	2	20												
平成17年8月									1	10	1	10		
平成17年9月														
平成17年10月														
平成17年11月	2	30					1	20	1	20				
平成17年12月														
平成18年1月														
平成18年2月									1	4				
平成18年3月							1	10						
平成18年4月	3	60					1	10					1	20
平成18年5月									1	10			1	20
平成18年6月	1	2							1	10				
平成18年7月	4	70	1	30			1	20	1	10				
平成18年8月	1	20					1	10						
平成18年9月	1	10												
平成18年10月	1	20												
平成18年11月	2	50					1	20	1	20	1	30		
平成18年12月							1	10						
平成19年1月									1	10				
平成19年2月														
平成19年3月														
平成19年4月	1	10			1	2								
平成19年5月														
平成19年6月							2	10	1	10				
平成19年7月			2	20										
平成19年8月									1	20				
平成19年9月					1	10								
平成19年10月					1	10								
合 計	31	520	4	70	3	30	9	100	14	160	3	50	3	60

(注) 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。給油数量は、給油日を基準としている。

補給実施海域



補給対象艦船の艦名

米国	巡洋艦(CG)、駆逐艦(DD、DDG)、フリゲート艦(FFG)
	揚陸艦(LHA、LHD、LPD、LSD)
	補給艦(T-AO、AOE)
	その他(T-AE、T-AFS、PSOH)
英国	駆逐艦(DDG)、フリゲート艦(FFG)
	揚陸艦(LPD、LSL)、補給艦(AOR)、その他(ATS)
フランス	駆逐艦(DDG)、フリゲート艦(FFG)、補給艦(AOR)
イタリア	駆逐艦(DDG)、フリゲート艦(FFG)、補給艦(AOR)
	その他(OPV)
ドイツ	フリゲート艦(FFG)
カナダ	駆逐艦(DDG)、フリゲート艦(FFG)
オランダ	フリゲート艦(FF、FFG)、補給艦(AOR)
パキスタン	フリゲート艦(FFG)
スペイン	フリゲート艦(FFG)
ギリシャ	フリゲート艦(FFG)
ニュージーランド	フリゲート艦(FF)

※艦種記号

○補給を受けた燃料を自ら消費する戦闘艦

CG:ミサイル巡洋艦、FF:フリゲート、FFG:ミサイルフリゲート、DD:駆逐艦

DDG:ミサイル駆逐艦、LHA:強襲揚陸艦(汎用)、LHD:強襲揚陸艦(多目的)

LPD:ドッグ型輸送揚陸艦、LSD:ドッグ型揚陸艦、PSOH:巡視船

ATS:航空訓練支援艦、LSL:車両揚陸艦、OPV:沿岸警備艦

○補給艦及び補給を能力を有する艦艇(補給艦)

AE:給弾艦、AO:給油艦、AOE:高速戦闘支援艦、AFS:戦闘給糧艦、

AOR:洋上補給艦

(注)軍事海上輸送部隊(MSC)所属艦船は頭に“T-”を付している

【米 国】計103隻

巡 洋 艦 計17隻	
CG ANTIETAM	
CG ANZIO	
CG BUNKER HILL	
CG CAPE ST.GEORGE	
CG CHOSIN	
CG HUE CITY	
CG LEYTE GULF	
CG MOBILE BAY	
CG MONTEREY	
CG NORMANDY	
CG PHILIPPINE SEA	
CG PORT ROYAL	
CG PRINCETON	
CG SHILOH	
CG VALLEY FORGE	
CG VELLA GULF	
CG VICKSBURG	
駆 逐 艦 計32隻	
DD CUSHING	
DD ELLIOT	
DD FLETCHER	
DD SPRUANCE	
DD THORN	
DDG ARLEIGH BURKE	
DDG DECATUR	
DDG DONALD COOK	
DDG BARRY	
DDG BULKELEY	
DDG COLE	
DDG FITZGERALD	
DDG GONZALEZ	
DDG HIGGINS	
DDG HOPPER	
DDG JAMES E WILLIAMS	
DDG JOHN S McCain	
DDG LABOON	
DDG McFAUL	
DDG MILIUS	
DDG MUSTIN	
DDG O'KANE	
DDG OSCAR AUSTIN	
DDG PAUL HAMILTON	
DDG PREBLE	
DDG RAMAGE	
DDG ROOSEVELT	
DDG RUSSELL	
DDG STOUT	
DDG THE SULLIVANS	
DDG WINSTON S CHURCHILL	
DDG CHAFFEE	
フリゲート艦 計13隻	
FFG HAWES	
FFG INGRAHAM	
FFG REUBEN JAMES	
FFG FORD	
FFG JARRETT	
FFG KAUFFMAN	
FFG NICHOLAS	
FFG RODNEY M DAVIS	
FFG SIDES	
FFG TAYLOR	
FFG THACH	
FFG UNDERWOOD	
FFG VANDEGRIFT	

揚 陸 艦 計20隻	
LHA NASSAU	
LHA PELELIU	
LHA TARAWA	
LHD BONHOMME RICHARD	
LHD IWO JIMA	
LHD WASP	
LPD AUSTIN	
LPD DENVER	
LPD DULUTH	
LPD JUNEAU	
LPD NASHVILLE	
LPD OGDEN	
LSD CARTER HALL	
LSD GERMANTOWN	
LSD MOUNT VERNON	
LSD PEARL HARBOR	
LSD PORTLAND	
LSD RUSHMORE	
LSD TORTUGA	
LSD WHIDBEY ISLAND	
補 給 艦 計12隻	
T-AO JOHN ERICSSON	
T-AO JOHN LENTHALL	
T-AO PATUXENT	
T-AO PECOS	
T-AO WALTER S DIEHL	
T-AO YUKON	
AOE BRIDGE	
AOE CAMDEN	
AOE DETROIT	
AOE SACRAMENTO	
AOE SEATTLE	
AOE SUPPLY	
そ の 他 計9隻	
T-AE FLINT	
T-AE SHASTA	
T-AFS CONCORD	
T-AFS NIAGARA FALLS	
T-AFS SAN JOSE	
T-AFS SATURN	
T-AFS SIRIUS	
T-AFS SPICA	
PSOH MUNRO	

【英 国】計19隻

駆逐艦 計1隻
DDG CARDIFF
フリゲート艦 計10隻
FFG ARGYLL
FFG CAMPBELTOWN
FFG CHATHAM
FFG CORNWALL
FFG CUMBERLAND
FFG KENT
FFG RICHMOND
FFG ST ALBANS
FFG SUTHERLAND
FFG WESTMINSTER
揚陸艦 計3隻
LPD BULWARK
LSL SIR PERCIVALE
LSL SIR TRISTRAM
補給艦 計4隻
AOR BAYLEAF
AOR FORT GEORGE
AOR FORT VICTORIA
AOR ORANGELEAF
その他 計1隻
ATS ARGUS

【フランス】計21隻

駆逐艦 計7隻
DDG CASSARD
DDG DE GRASSE
DDG DUPLEX
DDG LA MOTTE PICQUET
DDG MONTCALM
DDG PRIMAUGUET
DDG TOURVILLE
フリゲート艦 計11隻
FFG ACONIT
FFG COMMANDANT BLAISON
FFG COMMANDANT BIROT
FFG COMMANDANT DUCUING
FFG COMMANDANT BOUAN
FFG COURBET
FFG E.D.V.JACOBET
FFG GUEPRATTE
FFG LA FAYETTE
FFG PREMIER MAITRE L'HER
FFG SURCOUF
補給艦 計3隻
AOR MARNE
AOR MEUSE
AOR SOMME

【イタリア】計11隻

駆逐艦 計1隻
DDG FRANCESCO MIMBELLI
フリゲート艦 計7隻
FFG EURO
FFG LIBECCIO
FFG MAESTRALE
FFG ESPERO
FFG GRECALE
FFG SCIROCCO
FFG ZEFFIRO
補給艦 計2隻
AOR ETNA
AOR VESUVIO
その他 計1隻
OPV COMANDANTE BETTICA

【ドイツ】計9隻

フリゲート艦 計9隻
FFG AUGSBURG
FFG BRANDENBURG
FFG BREMEN
FFG EMDEN
FFG KARLSRUHE
FFG KOLN
FFG LUBECK
FFG RHEINLAND PFALZ
FFG SCHLESWIG HOLSTEIN

【カナダ】計7隻

駆逐艦 計1隻
DDG IROQUOIS
フリゲート艦 計6隻
FFG WINNIPEG
FFG CALGARY
FFG FREDERICTON
FFG OTTAWA
FFG REGINA
FFG TORONTO

【オランダ】計5隻

フリゲート艦 計4隻
FF TJERK HIDDEN
FFG DE ZEVEN PROVINCIE
FFG KAREL DOORMAN
FFG VAN NIS
補給艦 計1隻
AOR AMSTERDAM

【パキスタン】計5隻

フリゲート艦 計5隻
FFG BABUR
FFG SHAHJAHAN
FFG BADR
FFG TARIQ
FFG TIPPU SULTAN

【スペイン】計4隻

フリゲート艦 計4隻
FFG CANARIAS
FFG REINA SOFIA
FFG VICTORIA
FFG NUMANCIA

【ギリシャ】計2隻

フリゲート艦 計2隻
FFG KOUNTOURIOTIS
FFG NAVARINON

【ニュージーランド】計1隻

フリゲート艦 計1隻
FF TE MANA

海自艦艇による他国補給艦^(注1)への燃料給油実績

	回 数	数 量
13年度	42(58)	約98,000KI(約104,000KI)
14年度	46(130)	約139,000KI(約184,000KI)
15年度	3(168)	約5,000KI(約57,000KI)
16年度	2(146)	約4,000KI(約52,000KI)
17年度	2(102)	約4,000KI(約27,000KI)
18年度	8(136)	約15,000KI(約48,000KI)
19年度 (注4)	2(54)	約2,000KI(約14,000KI)
合計	105(794)	約267,000KI(約487,000KI)

(注1) 燃料補給を主たる任務とするものを対象

(注2) ()内は補給艦を含む全艦艇への回数・数量

(注3) 各年度の給油数量は、給油日を基準としている

(注4) 平成19年度は、同年11月1日までの実績

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるアメリカ合衆国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国政府が外国の軍隊その他これに類する組織に対し協力支援活動の一環として行われる後方支援の分野における物品又は役務(以下「後方支援、物品又は役務」という。)を提供することができ旨を特に規定している日本国の平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「法」という。)に言及するとともに、次のことが、法に従ってアメリカ合衆国の軍

隊その他これに類する組織に提供される後方支援、物品又は役務に関する討議における日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の了解であることを日本国政府に代わって確認する光榮を有します。

1 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務については、日本国政府の事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によってもアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織以外の者に移転してはならない。

3 法に従って提供される後方支援、物品又は役務を受領する権限を有するアメリカ合衆国の国防省その他これに類する組織の職員は、書面により、日本国政府の職員から前記の1及び2に述べられた条件につき通知されるものとする。

本大臣は、更に、前記の了解がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わる閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日

に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた了解がアメリカ合衆国政府の了解でもあることを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを確認する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

航空自衛隊による空輸実績

1. 空輸回数

年度	月	国内	国外
13年度	11月	1	0
	12月	5	2
	1月	7	5
	2月	8	4
	3月	6	2
14年度	4月	8	2
	5月	7	0
	6月	8	0
	7月	9	0
	8月	9	0
	9月	11	0
	10月	14	0
	11月	5	0
	12月	9	0
	1月	11	0
	2月	12	0
	3月	12	0
15年度	4月	12	0
	5月	11	0
	6月	12	0
	7月	6	0
	8月	4	0
	9月	4	0
	10月	5	0
	11月	3	0
	12月	3	0
	1月	4	0
	2月	3	0
	3月	4	0
16年度	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	4	0
	7月	5	0
	8月	2	0
	9月	4	0
	10月	3	0
	11月	2	0
	12月	3	0
	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	5	0

年	月	国内	国外
17年度	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	5	0
	7月	2	0
	8月	2	0
	9月	3	0
	10月	1	0
	11月	2	0
	12月	3	0
	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	5	0
18年度	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	5	0
	7月	4	0
	8月	3	0
	9月	4	0
	10月	4	0
	11月	4	0
	12月	3	0
	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	4	0
19年度	4月	4	0
	5月	4	0
	6月	4	0
	7月	4	0
	8月	4	0
	9月	4	0
	10月	4	0
	11月	1	0
合計		366	15

2. 輸送実績

平成13年度	565トン	101名
平成14年度	1,217トン	155名
平成15年度	637トン	64名
平成16年度	364トン	57名
平成17年度	203トン	3名
平成18年度	264トン	8名
平成19年度	147トン	1名
合計	3,396トン	389名

(注)計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。